

第15回 教育資金の一括贈与の非課税制度

税理士：内田 麻由子

シニア世代は、可愛いお孫さんの成長が楽しみという方も多いのではないのでしょうか。一方で、子育て世代では、子供の教育費の負担が大変だという声も多く聞かれます。公立か私立かによっても大きく違ってきますが、子供一人につき、大学までの教育費はおおむね1,000万円以上ともいわれています。学校以外にも、学習塾や習いごと、スポーツ、海外留学など、子供の才能を伸ばすためにできる限りのことはしてあげたいという親心もよくわかります。

そんな子育て世代にとって非常に有難い制度が、平成25年4月からスタートしています。今回は、祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の内容についてみていきましょう。

1 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の孫などが、直系尊属（祖父母など）から教育資金の贈与を受けて「教育資金口座の開設等」をした場合には、その贈与を受けた金額のうち1,500万円までについては贈与税が非課税となります。

なお、贈与を受けた孫などが30歳に達した時に、非課税抛出額^(※1)から教育資金支出額^(※2)を控除した残額がある場合には、その残額について贈与があったこととされます。

この非課税制度は、孫の「将来の」教育費を「一括で」贈与しても非課税というのがポイントです。そもそも、祖父母が孫の教育費を「必要な都度」贈与するのであれば、贈与税はかかりません。

※1)「非課税抛出額」とは、「教育資金非課税申告書」にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2)「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。1500万円のうち、学校等以外に支払う金銭については500万円を限度とします。

2 教育資金とは

では、どんなものが教育資金となるのでしょうか。非課税制度の対象となる教育資金には、「学校等に支払われるもの」と「学校等以外に支払われるもの」があります。

(1) 学校等に対して直接支払われるもの

ア) 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

イ) 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、保育所などをいいます。

(2) 学校等以外に対して直接支払われるもので、社会通念上相当と認められるもの

ウ) 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

エ) スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

- オ) ウの役務の提供又はエの指導で使用する物品の購入に要する金銭
- カ) 物品販売店などに支払われるイに充てるための金銭（学校等が必要と認めたもの）

※文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】に教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。

3 教育資金口座の開設

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、「教育資金非課税申告書」を、その口座の開設等を行った金融機関（信託銀行、銀行、証券会社等）の営業所等を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
なお、口座開設の際には、戸籍謄本など贈与者と受贈者の関係がわかる書類も必要となります。

4 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払い

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類等を、一定の提出期限までに金融機関の窓口へ提出する必要があります。教育費の領収書等は大切に保管して、忘れずに提出しましょう。また、教育資金の払出しと支払は、同じ年に行う必要があります。

5 契約の終了

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した時に終了します。契約が終了した場合に、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については、受贈者が30歳に達した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。
したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告期限（翌年3月15日）までに、贈与税の申告・納税をする必要があります。

6 相続対策にも

孫1人につき1,500万円まで非課税で贈与できるため、相続税の節税効果は非常に大きいものがあります。孫が4人いれば、最大6,000万円を税負担なしに一代飛ばして贈与できます。ただし、孫が30歳になるまでに教育費として使いきれなかった場合には贈与税がかかりますので注意が必要です。

※第14回のレポートにて事例を紹介しています。あわせてご覧ください。